

部落差別解消推進法が施行されて1年

「部落差別は許されない」ものであり、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が昨年12月に施行されました。

部落差別により結婚が妨げられるなど、偏見に基づく差別が現在もなお存在し、インターネット上に差別を助長する情報が掲載されるといった問題も発生しています。

私たち一人ひとりが自分の問題として考え、「差別をしない、させない」意識を持って行動しましょう。

★この法律のポイントは何？

■現在もなお部落差別が存在するとの認識が法律で新たに示された。

■部落差別は日本国憲法に照らして「許されないもの」「解消すべき重要な課題である」と明記された。

■国、地方公共団体の責務として、部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記された。

★この法律が施行された背景は？

■インターネット上に、部落に対するデマや偏見、差別的情報が発信され、差別の拡大、悪質化が進んでいる。

■「戸籍謄本等不正取得事件（プラム事件）」や鳥取ループによる「全国部落調査復刻版」出版事件など、相次ぐ差別事件が発生した。

■同和対策事業特別措置法失効後、部落差別の現実に対する無視、軽視、認識不足が広がってきた。

一人ひとりが同法を知り、現状に目を向けることが、部落差別の解決への第一歩となります。

●問合せ

うきは市人権・同和対策室

TEL 754984



第2回 うきは創業塾

うきは市商工会では、うきは市と連携し、「第2回うきは創業塾」を開講します。

現在、創業のカたちは大きく変わってきています。「夢を実現したい!」、「空いた時間を有効に活用したい」、「セカンドキャリアとして創業したい」など創業には様々な想いがあります。皆様が抱く創業への想いをカタチにするための道しるべとなるセミナーです。具体的な計画が無くても大丈夫です！経験豊富な熱血講師陣と一緒に楽しく学べます。

- 日時 1日目：1月20日（土）10時～17時
2日目：1月27日（土）10時～17時30分、
3日目：2月3日（土）10時～16時

■場所 うきは市民センター別館（U-BiC）

■受講料 2,000円

■内容 経営、財務、労務、販路開拓、創業体験談、POP作成、創業計画書作成
座学・ワークショップ形式で楽しく学べます。

■講師 ユアブレイン・オフィス（千葉 真弓）、内村明子商業施設コンサルタント（内村 明子）
日本政策金融公庫、うきは市内経営者、うきは市、うきは市商工会

■定員 先着12名様（少人数制で手厚くサポートします。）

- 修了者 ①全講義受講者には終了証を交付します。
②セミナー終了者は、うきは市創業奨励金に申請することができます。
（申請には一定の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。）
③創業実現まで商工会がサポートします。

●問合せ うきは市商工会 経営支援指導課 TEL77-2239 ホームページ：<http://ukiha-sho.com>



▲「第1回うきは創業塾」の様子